### トライアル雇用助成金 一般トライアルコース

令和4年4月1日以降【新型コロナウイルス感染症 対応/トライアルコース】による増額あり

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから 就職が困難な求職者を原則3カ月間の 試行雇用することにより、 その適性や能力を見極め、常用雇用への移行の

きっかけとしていただくことを 目的とした制度です。 労働者の適性を確認した上で常用雇用へ 移行することができるため、

ミスマッチを防ぐことができます。



0

# 助成額

求職者が〈常用雇用〉 (一週間の所定労働時間が 30時間以上の無期雇用) を希望する場合。

#### 対象労働者 2年以内に2回以上離職又は

- 転職を繰り返している者 直近において離職している 0
- 期間が1年を超えている者 3 妊娠、出産又は育児を理由と
- えている者 55歳未満の安定した職業に 4 ついていない者であって、 ハローワーク又は職業紹介事

業者等においた就労に向け た支援として職業安定局長

して離職し、安定した職業に ついていない期間が1年を超

が定めるものを受けている者 その他の就職の援助を行う **6** に当たって特別の配慮を要 する者として厚生労働大臣 が定める者

### 月額/

支給額

**4**万円



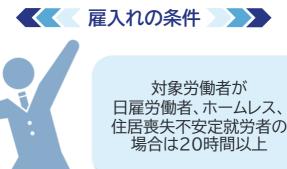
## 4万円×最大3ケ月 =**12**万円

父子家庭の父の場合 ▶新型コロナウイルス感染症対応/ トライアルコース利用による増額

対象者が母子家庭の母等又は

1人につき/最大

## 月額 5万円



[1]ハローワーク等の紹介により雇い入れること [2]原則3か月のトライアル雇用をすること

